

フィンランドとスペイン、特許審査ハイウェイ試行開始

2011年3月2日

JETRO デュッセルドルフセンター

フィンランド特許庁 (NBPR) およびスペイン特許商標庁 (SPTO) は、3月1日より両庁間で特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の試行を開始する旨、プレスリリースを行った。また、両庁のプレスリリースによれば、試行の対象には、パリ優先権主張を伴う国内出願のみならず、見解書などの PCT の成果物が含まれる。

NBPR にとっての PPH 合意は、日本国特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、韓国知的財産庁 (KIPO)、ハンガリー特許庁 (HPO)、オーストリア特許庁 (APO)、カナダ知的財産庁 (CIPO) およびロシア特許商標庁 (ROSPATENT) に続いて 8 つ目。

また、SPTO にとっての PPH 合意は、日本国特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、カナダ知的財産庁 (CIPO) に続いて 4 つ目。

— NBPR によるプレスリリースは、以下参照 —

[Patents pending in Finland fast-tracked in Spain](#)

— SPTO によるプレスリリースは、以下参照 —

[Patent Prosecution Highway Pilot Program between the Patent and Registration Office of Finland and the Spanish Patent and Trademark Office based on National and Patent Cooperation Treaty Work Products](#)

(以上)